

商 標	判決年月日	令和３年９月２１日	担 当 部	知財高裁第２部
	事 件 番 号	令和３年(行ケ)第１００２９号		
○ 商標（標準文字からなる「HIRUDOMILD」）は「HIRUDO」の構成部分と「MILD」の構成部分からなる結合商標であるとした上で、引用商標（「H i r u d o i d」）と類似すると判断した事例				

（事件類型） 審決（無効・不成立）取消

（結論） 審決取消

（関連条文） 商標法4条1項11号，15号

（関連する権利番号等） 商標登録番号 第6178214号

（審決） 無効2020－890024号事件

判 決 要 旨

- 1 本件は，商標法46条1項1号に基づく商標登録無効請求を不成立とした審決の取消訴訟であり，争点は，被告の商標（標準文字からなる「HIRUDOMILD」）が同法4条1項11号又は15号に該当するか否かである。本件審決は，①本件商標は，引用商標1（「Hirudo id」）及び引用商標2（「ヒルドイド」）と類似せず，②引用商標1及び2を付した原告商品と混同するおそれがないとして，不成立とした。
- 2 本判決は，以下のとおり判示して，本件審決を取り消した。
 - (1) 本件商標は，本件商標は，「HIRUDO」の構成部分と「MILD」の構成部分からなる結合商標であるとみることができる。そして，「HIRUDO」の構成部分は，辞書等に採録された既成語ではなく一種の造語と理解され，対応する和名の「ヒルド」は，長期間にわたって原告商品の外には薬剤の名称には使用されておらず，薬剤の名称としてありふれたものではないことからしても，需要者に対し，商品の出所識別標識として強い印象を与えるといえる。これに対し，「MILD」の構成部分は，指定商品である薬剤との関係において，自他識別機能は極めて弱いというべきであり，「MILD」の構成部分から出所識別標識としての称呼，観念が生じるとはいえない。そうすると，本件商標については，「HIRUDO」の文字のみを抽出し，この部分だけを引用商標と比較して類否を判断することも許されるというべきである。
 - (2) 引用商標1及び2を付した原告商品が60年以上にわたり販売され，非常に高い売上げを有していること等に照らすと，本件商標の出願日及び本件査定日時点において，需要者の間では，「ヒルド」やこれに対応する欧文字の「HIRUDO」は，「ヒルドイド」及び「HIRUDO ID」を意味する単語として認識されており，「ヒルド」に対応する欧文字の「Hirudo」は「Hirudo id」を意味するものと認識されていたと認めるのが相当であるから，「HIRUDO」と引用商標1は，いずれも「ヘパリン類似物質を配合した保湿剤であるヒルドイド」を想起させるという

ことができ、観念を共通とするものと認められる。

- (3) 上記を総合すると、本件商標と引用商標 1 は、指定商品が同一で、外観、観念、称呼に共通している部分があり、同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるというほかないから、両商標は類似すると認めるのが相当である。

以 上